

「とれてます!Oh!!さかなフェア」デジタル素材等利用規程

（目的）

第1条 「「とれてます!Oh!!さかなフェア」デジタル素材等利用規程」（以下「本規程」という。）は、令和7年度に北海道が主催する「とれてます!Oh!!さかなフェア」（以下「フェア」という。）の参加店舗等が利用できる著作物の利用に関し、必要な事項を定める。

（対象とする著作物）

第2条 本規程において利用許諾の対象とする著作物は、北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課が別途定める「令和7年度フェア用デジタル素材等一覧」に掲載した「デジタル素材等」とする。

（著作物に関する権利）

第3条 デジタル素材等に関する利用許諾の権利は、北海道に属する。

（利用者等）

第4条 以下の（1）から（3）までのいずれかに該当し、デジタル素材等の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、本規程の範囲内において、デジタル素材等は無償により利用できる。

- （1）フェアの周知に協力する法人、個人及び任意団体（自店舗への誘客を除く）
- （2）フェアについて記事掲載・番組放送等を行う報道機関
- （3）フェアの参加店舗が参加の告知等に利用する場合（誘客等の商用利用を含む）

（利用許諾・利用条件）

第5条 北海道は、利用者に対し、デジタル素材等について、本規程の各条項、「令和7年度フェア用デジタル素材等一覧」及びガイドラインに従い、利用者による複製、上演、上映、公衆送信、展示その他頒布の行為を非独占的に許諾する。なお、商品又は利用者等について北海道が推奨等を行うものではない。

2 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用者は、第4条に定める目的の範囲内において利用すること。
- （2）利用するデジタル素材等は、フェア公式Webサイトのダウンロードページ（URL:<https://ohsakana.com/download/>）から電子ファイルをダウンロードし、変形（縦横等比によるサイズ変更を除く。）、回転、反転、変色、合成等の改変は行わないこと。なお、Social Network Service等が備える機能による引用等は認める。
- （3）利用者は、他者を誹謗中傷又は侮辱し、あるいは各種法令等又は公序良俗に反する態様でデジタル素材等を利用してはならない。
- （4）利用者は、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならない。
- （5）利用者は、フェア及びデジタル素材等の著作者の名誉声望を毀損してはならない。
- （6）利用者は、デジタル素材等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある態

様による利用をしてはならない。

(7) 特定の政党、政治団体及び宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある態様による利用をしてはならない。

(8) その他、別途定める「令和7年度フェア用デジタル素材等一覧」及びガイドラインに従わなければならない。

(利用許諾手続等)

第6条 第4条(1)又は(2)に該当する利用者は、本規程が定める範囲内により利用する限りにおいて、利用許諾手続等を要さない。

2 第4条(3)に該当する利用者は、フェアの参加申込手続を行い、「Oh!!さかなフェア事務局」に受付されたことをもって、北海道から利用許諾を受けたものとみなす。

3 第4条のいずれにも該当せず、利用許諾を受けたい者は、「Oh!!さかなフェア事務局」を通じて北海道に対応方法を照会することとする。

4 利用者がデジタル素材等を利用するときは、当該利用許諾の表示として、フェア公式WebサイトのURL (<https://ohsakana.com>) 又は当該URLのQRコード、もしくは公式ハッシュタグ(#ohさかなフェア)を、視認することが容易な合理的な方法で表示するよう努めることとする。

5 利用者は、北海道が本規程により許諾した権利を、第三者に再許諾できない。

(利用許諾の取消し等)

第7条 北海道は、利用者が本規程の条項に違反した場合には、当該利用者に対する利用許諾を自動的に終了し、これ以後の利用許諾は原則として行わない。

2 北海道は、前項に基づく利用許諾の終了により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないこととする。

(損失補償等の責任)

第8条 北海道は、利用許諾に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、デジタル素材等を利用した情報発信等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、北海道に損害等の影響を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、デジタル素材等の利用に際して故意又は過失により北海道に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を北海道に賠償しなければならない。

(事務局)

第9条 本規程に定める「Oh!!さかなフェア事務局」は、株式会社インサイトが、北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課の指導の下で運営する。なお、株式会社インサイトが、北海道から受託した、令和7年度のフェアに係る委託業務を終了した時点で、事務局は北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課に移行する。

（その他）

第10条 本規程及び「令和7年度フェア用デジタル素材等一覧」に定めるもののほか、デジタル素材等の利用に関し必要な事項は、北海道が別にガイドラインを定める。

附則

（施行期日）

本規程は、令和7年8月20日から適用する。